

令和6年度

予 算 書

加 賀 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 5 号	令和 6 年度加賀市一般会計予算 -----	1
議案第 6 号	令和 6 年度加賀市国民健康保険特別会計予算 -----	16
議案第 7 号	令和 6 年度加賀市後期高齢者医療特別会計予算 -----	21
議案第 8 号	令和 6 年度加賀市介護保険特別会計予算 -----	24
議案第 9 号	令和 6 年度加賀山代温泉財産区特別会計予算 -----	30
議案第 10 号	令和 6 年度加賀山中温泉財産区特別会計予算 -----	33
議案第 11 号	令和 6 年度加賀市病院事業会計予算 -----	36
議案第 12 号	令和 6 年度加賀市水道事業会計予算 -----	41
議案第 13 号	令和 6 年度加賀市下水道事業会計予算 -----	46

一 般 会 計 予 算

議案第5号

令和6年度 加賀市一般会計予算

令和6年度の加賀市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,281,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度加賀市一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月8日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和6年度加賀市一般会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市税		8,785,220
	1. 市民税	3,479,800
	2. 固定資産税	3,871,900
	3. 軽自動車税	239,500
	4. 市たばこ税	537,000
	6. 入湯税	180,020
	7. 都市計画税	477,000
2. 地方譲与税		285,930
	1. 地方揮発油譲与税	63,000
	2. 自動車重量譲与税	192,000
	4. 森林環境譲与税	30,930

(単位：千円)

款	項	金額
3. 利子割交付金		7,000
	1. 利子割交付金	7,000
4. 配当割交付金		47,000
	1. 配当割交付金	47,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		41,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	41,000
6. 法人事業税交付金		158,000
	1. 法人事業税交付金	158,000
7. 地方消費税交付金		1,770,000
	1. 地方消費税交付金	1,770,000
8. ゴルフ場利用税交付金		87,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	87,000

(単位：千円)

款	項	金額
9. 環境性能割交付金		35,000
	2. 環境性能割交付金	35,000
10. 地方特例交付金		295,000
	1. 地方特例交付金	295,000
11. 地方交付税		8,260,000
	1. 地方交付税	8,260,000
12. 交通安全対策特別交付金		6,000
	1. 交通安全対策特別交付金	6,000
13. 分担金及び負担金		19,363
	1. 分担金	1,300
	2. 負担金	18,063

(単位：千円)

款	項	金額
14. 使用料及び手数料		397,794
	1. 使用料	159,323
	2. 手数料	238,471
15. 国庫支出金		5,726,574
	1. 国庫負担金	3,471,489
	2. 国庫補助金	2,241,441
	3. 国庫委託金	13,644
16. 県支出金		2,232,874
	1. 県負担金	1,549,908
	2. 県補助金	555,031
	3. 県委託金	127,935

(単位：千円)

款	項	金額
17. 財産収入		28,604
	1. 財産運用収入	13,604
	2. 財産売却収入	15,000
18. 寄附金		847,510
	1. 寄附金	847,510
19. 繰入金		1,343,050
	2. 基金繰入金	1,343,050
20. 繰越金		20,000
	1. 繰越金	20,000

(単位：千円)

款	項	金額
21. 諸収入		822,601
	1. 延滞金、加算金及び過料	16,000
	2. 市預金利子	40
	4. 貸付金元利収入	106,826
	5. 受託事業収入	1,271
	6. 雑入	698,464
22. 市債		3,065,480
	1. 市債	3,065,480
歳 入 合 計		34,281,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		273,616
	1. 議会費	273,616
2. 総務費		3,547,100
	1. 総務管理費	2,950,411
	2. 徴税費	335,197
	3. 戸籍住民基本台帳費	216,583
	4. 選挙費	16,039
	5. 統計調査費	5,413
	6. 監査委員費	23,457
3. 民生費		12,029,385
	1. 社会福祉費	5,770,080
	2. 児童福祉費	4,912,443
	3. 生活保護費	1,338,862
	4. 災害救助費	8,000

(単位：千円)

款	項	金額
4. 衛生費		3,319,247
	1. 保健衛生費	1,430,689
	2. 環境衛生費	436,031
	3. 清掃費	1,306,309
	4. 広域事務費	146,218
5. 労働費		6,270
	1. 労働諸費	6,270
6. 農林水産業費		440,559
	1. 農業費	310,404
	2. 林業費	114,491
	3. 水産業費	15,664

(単位：千円)

款	項	金額
7. 商工費		921,256
	1. 商工費	508,980
	2. 観光費	412,276
8. 土木費		5,004,731
	1. 土木管理費	192,229
	2. 道路橋梁費	1,335,549
	3. 河川費	44,596
	4. 港湾費	11,840
	5. 都市計画費	3,355,147
	6. 住宅費	65,370
9. 消防費		1,270,105
	1. 消防費	1,270,105

(単位：千円)

款	項	金額
10. 教育費		3,385,854
	1. 教育総務費	570,752
	2. 小学校費	724,734
	3. 中学校費	385,773
	4. 幼稚園費	1,024
	5. 社会教育費	715,460
	6. 保健体育費	988,111
11. 災害復旧費		50,000
	1. 農林水産施設災害復旧費	50,000
12. 公債費		3,848,741
	1. 公債費	3,848,741

(単位：千円)

款	項	金額
13. 諸支出金		174,136
	2. 基金費	88,513
	3. 公営企業費	85,623
14. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出 合 計		34,281,000

第2表

債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 共 施 設 照 明 LED 化 事 業	自 令和6年度 至 令和17年度	900,000
加賀市土地開発公社に対する債務保証	自 令和6年度 至 令和15年度	金融機関が加賀市土地開発公社に事業資金10億円を貸付けたことにかかる債務保証については、支払完了までの期間に対し年利10.0%以内の割合で算定される利子相当額を加算した額を限度とする。
固 定 資 産 税 評 価 詳 細 化 事 業	自 令和6年度 至 令和8年度	16,885
清 和 保 育 園 整 備 費 補 助 金	自 令和6年度 至 令和11年度	3,608 及び利子相当額
た ち ば な こ ど も 園 整 備 費 補 助 金	自 令和6年度 至 令和16年度	17,831 及び利子相当額
消 防 指 令 シ ス テ ム 整 備 事 業	自 令和6年度 至 令和7年度	333,000

第3表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
令和6年度 地区会館整備事業債	3,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
令和6年度 住民交流施設整備事業債	13,500			
令和6年度 保育園整備事業債	18,000			
令和6年度 自然環境施設整備事業債	26,300			
令和6年度 廃棄物処理施設整備事業債	62,900			
令和6年度 農業用施設整備事業債	4,300			
令和6年度 林道整備事業債	6,600			
令和6年度 漁港整備事業債	10,500			
令和6年度 道路橋梁整備事業債	1,232,400			
令和6年度 港湾整備事業債	5,200			
令和6年度 街路整備事業債	32,400			
令和6年度 景観整備事業債	36,500			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
令和6年度 公 園 整 備 事 業 債	134,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地方公共団体金融機 構資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財 政その他の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又 は低利に借換えすることができる。
令和6年度 消 防 施 設 整 備 事 業 債	69,000			
令和6年度 防 災 施 設 整 備 事 業 債	22,000			
令和6年度 小 中 学 校 施 設 整 備 事 業 債	131,300			
令和6年度 保 健 体 育 施 設 整 備 事 業 債	146,300			
令和6年度 社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 債	9,500			
令和6年度 過 疎 対 策 事 業 債	355,600			
令和6年度 災 害 復 旧 事 業 債	63,400			
令和6年度 水 道 事 業 会 計 出 資 債	80,200			
令和6年度 臨 時 財 政 対 策 債	174,400			
令和6年度 借 換 債	426,980			
合 計	3,065,480			

国民健康保険特別会計予算

議案第6号

令和6年度 加賀市国民健康保険特別会計予算

令和6年度の加賀市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,748,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度加賀市国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月8日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和6年度加賀市国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		1,131,169
	1. 国民健康保険税	1,131,169
3. 国庫支出金		415
	2. 国庫補助金	415
4. 都道府県支出金		5,032,569
	1. 都道府県支出金	5,032,569
5. 財産収入		400
	1. 財産運用収入	400
6. 繰入金		551,644
	1. 他会計繰入金	481,671
	2. 基金繰入金	69,973
8. 諸収入		32,503
	1. 延滞金、加算及び過料	20,010
	4. 雑入	12,493
歳入合計		6,748,700

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		140,544
	1. 総務管理費	136,861
	2. 徴収費	3,279
	3. 運営協議会費	404
2. 保険給付費		4,901,147
	1. 療養諸費	4,245,727
	2. 高額療養費	635,108
	3. 移送費	55
	4. 出産育児諸費	15,007
	5. 葬祭諸費	5,250

(単位：千円)

款	項	金額
3. 国民健康保険事業費納付金		1,583,340
	1. 医療給付費分	1,072,198
	2. 後期高齢者支援金等分	372,691
	3. 介護納付金分	138,451
6. 保健事業費		94,091
	1. 保健事業費	10,350
	2. 特定健康診査等事業費	83,741
7. 基金積立金		400
	1. 基金積立金	400

(単位：千円)

款	項	金額
8. 公債費		500
	1. 公債費	500
9. 諸支出金		27,678
	1. 償還金及び還付加算金	7,310
	3. 繰出金	20,368
10. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,748,700

後期高齢者医療特別会計予算

議案第7号

令和6年度 加賀市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度の加賀市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 242, 200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度加賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30, 000 千円と定める。

令和6年3月8日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和6年度加賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		911,132
	1. 後期高齢者医療保険料	911,132
3. 繰入金		327,974
	1. 繰入金	327,974
5. 諸収入		3,094
	1. 延滞金及び過料	700
	2. 償還金及び還付加算金	2,100
	3. 預金利子	2
	4. 雑入	292
歳入合計		1,242,200

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		11,548
	1. 総務管理費	11,548
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,227,952
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,227,952
3. 公債費		100
	1. 公債費	100
4. 諸支出金		2,100
	1. 償還金及び還付加算金	2,100
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		1,242,200

介護保険特別会計予算

議案第8号

令和6年度 加賀市介護保険特別会計予算

令和6年度の加賀市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,322,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度加賀市介護保険特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、450,000 千円と定める。

令和6年3月8日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和6年度加賀市介護保険特別会計歳入歳出予算

歳入

介護保険事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. 保険料		1,566,676
	1. 介護保険料	1,566,676
2. 分担金及び負担金		61
	1. 負担金	61
3. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
4. 国庫支出金		1,694,034
	1. 国庫負担金	1,191,824
	2. 国庫補助金	502,210
5. 県支出金		1,052,230
	1. 県負担金	980,332
	2. 県補助金	71,898

(単位：千円)

款	項	金額
6. 支払基金交付金		1,886,887
	1. 支払基金交付金	1,886,887
7. 財産収入		400
	1. 財産運用収入	400
8. 繰入金		1,092,757
	1. 他会計繰入金	1,088,577
	2. 基金繰入金	4,180
10. 諸収入		1,753
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 預金利子	1
	3. 雑入	1,751
歳 入 合 計		7,294,800

介護サービス事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
1. サービス収入		28,000
	1. サービス収入	28,000
歳入合計		28,000
介護保険特別会計 歳入合計		7,322,800

歳 出

介護保険事業勘定

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		116,082
	1. 総務管理費	64,121
	2. 介護認定審査会費	51,961
2. 保険給付費		6,685,317
	1. 保険給付費	6,685,317
4. 地域支援事業費		480,412
	1. 地域支援事業費	480,412
5. 保健福祉事業費		8,479
	1. 保健福祉事業費	8,479
6. 基金積立金		400
	1. 基金積立金	400
7. 公債費		100
	1. 公債費	100

(単位：千円)

款	項	金額
8. 諸支出金		3,010
	1. 償還金及び還付加算金	3,010
9. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出合計		7,294,800

介護サービス事業勘定

(単位：千円)

款	項	金額
2. 事業費		28,000
	1. 事業費	28,000
歳出合計		28,000

介護保険特別会計 歳出合計	7,322,800
---------------	-----------

加賀山代温泉財産区特別会計予算

議案第9号

令和6年度 加賀山代温泉財産区特別会計予算

令和6年度の加賀山代温泉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 143,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

令和6年3月8日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和6年度加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 一般事業収入		59,175
	3. 財産運用収入	3,641
	5. 寄附金	1
	8. 預金利子	1
	9. 売店収入	52,503
	10. 雑入	3,029
2. 総湯事業収入		58,176
	1. 利用料	56,264
	2. 手数料	12
	3. 区民助成金	1,600
	6. 雑入	300
3. 古総湯事業収入		26,049
	1. 使用料	26,046
	2. 手数料	3
歳入合計		143,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 一般事業費		47,073
	1. 財産区管理会費	893
	2. 総務管理費	9,319
	4. 区民助成費	1,600
	5. 公債費	1
	6. 基金積立金	50
	8. 売店運営費	35,210
2. 総湯事業費		79,878
	1. 総湯事業費	79,878
3. 古総湯事業費		16,349
	1. 古総湯事業費	16,349
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		143,400

加賀山中温泉財産区特別会計予算

議案第10号

令和6年度 加賀山中温泉財産区特別会計予算

令和6年度の加賀山中温泉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 209,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和6年度加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

令和6年3月8日提出

加賀市長 宮元 陸

第1表

令和6年度加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 温泉事業収入		68,500
	1. 温泉配湯収入	58,052
	2. 財産運用収入	118
	3. 温泉加入金	10
	4. 雑入	10
	5. 繰越金	100
	6. 繰入金	10,210
2. 菊の湯事業収入		141,100
	1. 利用料	105,567
	2. 手数料	15
	3. 区民助成金	12,774
	5. 繰入金	9,291
	6. 雑入	13,443
	7. 繰越金	10
歳入合計		209,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 温泉事業費		68,300
	1. 財産区管理会費	571
	2. 総務管理費	3,519
	3. 源泉管理費	39,852
	4. 区民助成費	12,774
	5. 公債費	10
	6. 基金積立金	11,574
2. 菊の湯事業費		141,100
	1. 菊の湯事業費	141,100
3. 予備費		200
	1. 予備費	200
歳 出 合 計		209,600

病 院 事 業 会 計 予 算

議案第 1 1 号

令和 6 年度 加賀市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度の加賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病院事業

(1) 病床数		300 床
(2) 年間患者数		
入 院		101,835 人
外 来		114,210 人
(3) 1 日平均患者数		
入 院		279 人
外 来		470 人
(4) 訪問看護年間利用者数		3,048 人
(5) 主要な建設改良事業		
病院建設改良費	病院改良工事費	62,300 千円
	看護学校施設整備費	25,300 千円
資産購入費	医療器械整備事業	117,000 千円

2 看護学校事業

(1) 看護学科 (3 年課程) 定員 1 学年 36 名 修業年限 3 年

3 保育施設事業

(1) 年間保育数		
病児・病後児保育		1,000 人
院内保育		48 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病院事業収益	8,628,175 千円
第1項	医業収益	7,586,990 千円
第2項	医業外収益	876,305 千円
第3項	看護学校収益	138,455 千円
第4項	保育施設収益	26,425 千円

支 出

第1款	病院事業費用	8,784,175 千円
第1項	医業費用	8,515,783 千円
第2項	医業外費用	77,111 千円
第3項	看護学校費用	138,455 千円
第4項	保育施設費用	41,826 千円
第5項	特別損失	6,000 千円
第6項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 340,699千円は、過年度分損益勘定留保資金 339,968千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 731千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	1,360,526千円
第1項	企業債	932,600千円
第2項	出資金	423,563千円
第4項	補助金	4,363千円

支 出

第1款	資本的支出	1,701,225千円
第1項	建設改良費	204,600千円
第2項	企業債償還金	1,485,225千円
第4項	投資	11,400千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
令和6年度 病院事業債	932,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
合計	932,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用と医業外費用
- (2) 各項に計上した給与費間
- (3) 建設改良費と企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 病院事業費用

- | | |
|---------|--------------|
| (1) 給与費 | 5,077,237 千円 |
| (2) 交際費 | 500 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 医師及び看護師等の研究研修費、院内保育所の運営経費、病院事業会計に係る共済追加費用、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、児童手当の支給に要する経費及び医師の派遣を受けることに要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、184,141千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

令和6年3月8日提出

加賀市長 宮元 陸

水道事業会計予算

議案第 1 2 号

令和 6 年度 加賀市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度の加賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	25,890 戸
(2)	年間総給水量	10,372,000 m ³
(3)	一日平均給水量	28,416 m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	原水及び浄水施設費	原水浄水施設整備事業 18,810 千円
		導送水施設整備事業 116,380 千円
	配水及び給水施設費	配水管網整備事業 45,654 千円
		老朽管更新事業 492,162 千円
		配水管更新事業 7,242 千円
		給水管更新事業 150,612 千円
		配水施設更新事業 61,078 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	2,502,171 千円
第1項	営業収益	2,302,234 千円
第2項	営業外収益	199,937 千円

支 出

第1款	水道事業費用	2,459,142 千円
第1項	営業費用	2,233,024 千円
第2項	営業外費用	222,118 千円
第3項	特別損失	3,000 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額706,549千円は、過年度分損益勘定留保資金646,675千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額59,874千円をもって補てんするものとする。)

収 入

第2款	資本的収入	982,009千円
第1項	企業債	805,700千円
第2項	工事負担金	5,912千円
第3項	他会計出資金	80,200千円
第4項	他会計補助金	1,173千円
第8項	長期貸付金償還金	89,024千円

支 出

第2款	資本的支出	1,688,558千円
第1項	建設改良費	892,658千円
第2項	企業債償還金	744,900千円
第4項	他会計貸付金	50,000千円
第7項	予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 道 料 金 等 業 務	令和6年度から令和9年度まで	13,798

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
令和6年度 水道事業債	805,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融通条件に よる。ただし、企業財 政その他の都合によ り据置期間及び償還 期限を短縮し、若しく は繰上償還し、又は低 利に借換えすること ができる。
合 計	805,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

87,361千円

(他会計からの補助金)

第10条 簡易水道統合整備事業に係る企業債元利償還金、児童手当の支給に要する経費及び基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,423千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、55,885千円と定める。

令和6年3月8日提出

加賀市長 宮元 陸

下水道事業会計予算

議案第 1 3 号

令和 6 年度 加賀市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度の加賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	13,256 戸
(2) 年間総有収水量	4,619,900 m ³
(3) 一日平均有収水量	12,657 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
污水管渠建設費	公共下水道污水管渠整備事業 702,832 千円
	農業集落排水管渠整備事業 33,451 千円
污水ポンプ場建設費	公共下水道污水ポンプ場整備事業 1,680,437 千円
処理場建設費	公共下水道処理場施設整備事業 928,037 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		2,464,221 千円
第1項	営業収益		757,706 千円
第2項	営業外収益		1,706,515 千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		2,197,019 千円
第1項	営業費用		1,879,853 千円
第2項	営業外費用		314,266 千円
第3項	特別損失		1,900 千円
第4項	予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額835,071千円は、過年度分損益勘定留保資金34,515千円、当年度分損益勘定留保資金652,215千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額148,341千円をもって補てんするものとする。)

	収	入
第2款 資本的収入		4,083,310 千円
第1項 企業債		2,361,980 千円
第2項 工事負担金		9,606 千円
第4項 他会計借入金		50,000 千円
第6項 国庫補助金		1,660,000 千円
第9項 投資償還収入		1,724 千円
	支	出
第2款 資本的支出		4,918,381 千円
第1項 建設改良費		3,346,257 千円
第3項 企業債償還金		1,478,500 千円
第4項 他会計借入金償還金		89,024 千円
第5項 投資		3,500 千円
第6項 過年度補助金等返納金		100 千円
第7項 予備費		1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
篠原中継ポンプ場建設事業	令和6年度から令和7年度まで	970,000
大聖寺川浄化センター 汚泥消化タンク建設事業	令和6年度から令和7年度まで	250,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
令和6年度 下水道事業債	2,361,980	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借 り入れる政府資金及 び地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融通条件に よる。ただし、企業財 政その他の都合によ り据置期間及び償還 期限を短縮し、若しく は繰上償還し、又は低 利に借換えすること ができる。
合 計	2,361,980			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

68,336千円

(他会計からの補助金)

第10条 雨水処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費、下水道の広域化に要する経費、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費、下水道事業債の償還に要する経費、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び児童手当の支給に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,073,117千円である。

令和6年3月8日提出

加賀市長 宮元 陸